

第3章 担い手の確保に向けた対応

九州が今後とも食料基地として安定的に農産物の生産をしていくためには、農業の中核となる担い手を継続的に確保し、担い手となるまでの経営規模拡大、経営継承等の課題に対応することが重要です。

第3章では、課題に対する対応方向等について取り上げます。

1 課題への対応と方向性

これまで述べてきた課題等を踏まえて、担い手の育成や経営発展に向けた支援策等について示すとともに、課題への解決の方策等について取り上げます。

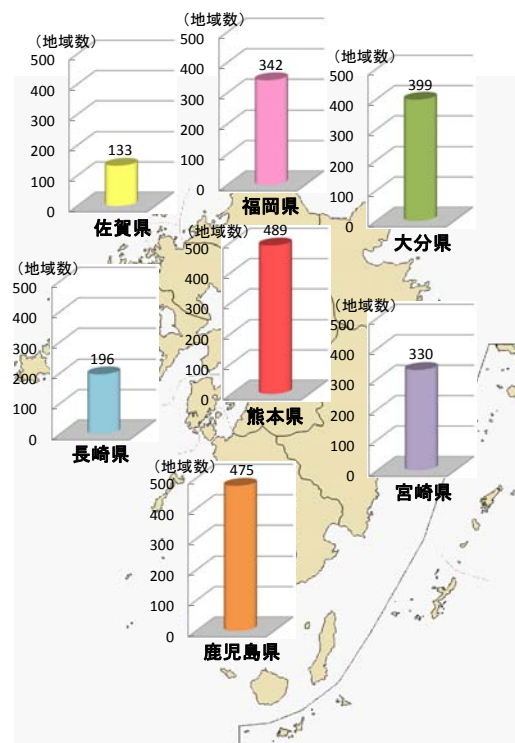
(1) 農業者の経営発展に向けた方策

ア 人・農地プランの活用

農業者の高齢化や年齢構成がアンバランスな状況、半分の農家で後継者がいない状況等については、各地域で担い手を確保していくために集落・地域の農業の将来像を地域の徹底した話し合いで作る、人・農地プラン※を活用することが解決への有効な手段となります。

人・農地プランは、地域の今後の中心となる、中心経営体（個人、法人、集落営農）や将来の農地利用の在り方等をプランに位置付けることとしています。中心経営体には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化等、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うことが期待される新規就農者等が位置付けられます。九州では、作成を予定している全ての7県224市町村の2,364の地域で人・農地プランが作成されており（図3-1）、毎年話し合いを行い、地域の農業をめぐる状況の変化に合わせて見直していくことが重要です。地域の農業関係者が集まって将来

図3-1 人・農地プランの作成状況（九州）



資料：農林水産省「人・農地プランの進捗状況（平成27年3月末現在）」

※ 「用語の解説」を参照。

の形を本音で話し合い、農業のそして農村の担い手をどのような人としていくのか、真剣に検討する場としての活用が望まれます。

イ 認定農業者・法人化の制度的な活用

（認定農業者制度による経営発展）

認定農業者が経営を発展させる上での課題としては、農地の規模拡大、加工・販売等経営の多角化、必要な機械・施設の確保、雇用労働力の確保等があります。これらの課題に対応するため、経営所得安定対策（交付金）、制度資金、施設・機械整備、農業者年金制度等の措置が設けられていますが、その活用は、認定農業者の農業経営改善計画に沿った計画的な経営規模拡大等に向けて行うことが重要です。認定農業者となる際の、「農業経営改善計画」を検討する過程を通じて、担い手として高度化していくことが期待されます。

認定農業者が、経営の発展、効率化を図るため農業経営改善計画を作成する際、経営指導等を行う関係機関の支援は不可欠で、計画期間（5年）の途中における計画の達成状況の把握やフォローも適切に行う必要があります。このため、農林水産省では、幅広い農業者が経営の改善や発展のための経営診断ができる「新たな農業経営指標」をホームページ上で公表しています。

（農業経営の法人化）

農業経営を法人化することは、経営管理が徹底され、6次産業化等の経営発展に向けた可能性が広がるとともに、安定的な雇用の確保や円滑な経営継承につながるなどのメリットがあります。このため家族経営の法人化、集落営農の法人化を推進するとともに、法人化のための関係機関の研修・指導に対する支援や集落営農等の法人化のための助成を行っています。また、各県の農業法人協会では、農業者等を対象とした、研修、シンポジウムを開催するなど、積極的な活動を行っています。



農林水産省ホームページ「新たな農業経営指標」

第2章の事例をはじめとして、九州では経営の法人化によって大規模な経営を実現した事例も出てきています。また、担い手の経営の多角化・発展に向けて、経営規模の拡大とともに、6次産業化に取り組むことは、マーケットインの感覚を磨くことにつながります。女性部を中心に自己の生産物を加工した味噌、そう菜（郷土料理のがね、コロッケ、おこわ）を農産物直売所、道の駅等で販売し、商品開発に積極的に取り組んでいる集落営農法人のような事例もあります。しかし、農産加工品の生産・販売等を行う集落営農は、農産物等の生産・販売活動を行う1,866組織のうち2%にとどまっています（P38 図1-19）。6次産業化の取組は、法人化とともに、担い手の経営発展に向けた選択肢の一つとなることから、各種支援策により推進しています。

（経営課題解決に向けた支援策）

農業法人が経営課題として挙げている、「生産性の向上」、「コスト対策」等に対しては、農業機械や農業施設の整備等により生産性の向上や大幅なコスト削減を図ることが可能です。「経営体育成支援事業」や「強い農業づくり交付金」等では施設整備に関し助成措置を講じており、担い手の経営の安定・発展を支援しています。また、「人材の育成」に関しては、次世代の経営者を育成するため、先進農業法人等に社員を派遣して研修を行う「農の雇用事業」や農業法人等による商談会への出展費用等、販路開拓に向けた「6次産業化ネットワーク活動交付金」等、経営の多角化に向けた措置を講じており、担い手に対してこうした制度や事業を迅速かつ丁寧に周知していく必要があります。

（集落営農の新たな課題）

集落営農の新たな課題として、設立した集落営農組織・法人の継続、再編、構成員の高齢化等の問題があります。九州では、農地の更なる集積や組織の継承、機械・施設の有効活用等によるコスト低減を図ること等を目的として、既存の集落営農組織を基にそれらをさらに一つの組織に統合することや集落営農組織・法人の統合の事例がみられるようになってきました。熊本県内では第2章で紹介したネットワーク大津(株)のように、県の強力な支援の下、地域の複数の集落営農組織を統合し一つの組織に法人化し、農業機械の利用調整を広域で実施するなどしているものがあり、課題解決に向けた有効な方策の一つです。

コラム【「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の開催】

九州農政局では、農業者の経営発展や地域農業の発展に資することを目的に、農業・青年クラブと共催で「九州農政局長と語る会」を開催しています。また、農業技術や経営感覚について学び、意見交換を行う「人材育成セミナー」を併せて開催しています。26年度は12月3日に開催し、九州各県から農業・青年クラブの代表者や行政関係者等30人近くが参加しました。

「九州農政局長と語る会」では、「将来の農業を支える担い手の育成について」をテーマに、地域ごとの課題に対応した農地中間管理機構の活用方法や、地域の人たちが行政を動かす必要性等について意見交換を行いました。また、「人材育成セミナー」では、2人の講師が法人化による経営力向上への取組や労務管理について講演を行いました。参加者は、法人化のメリットや労務管理上の課題等について積極的に質問し、講師からアドバイスがありました。



「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の様子

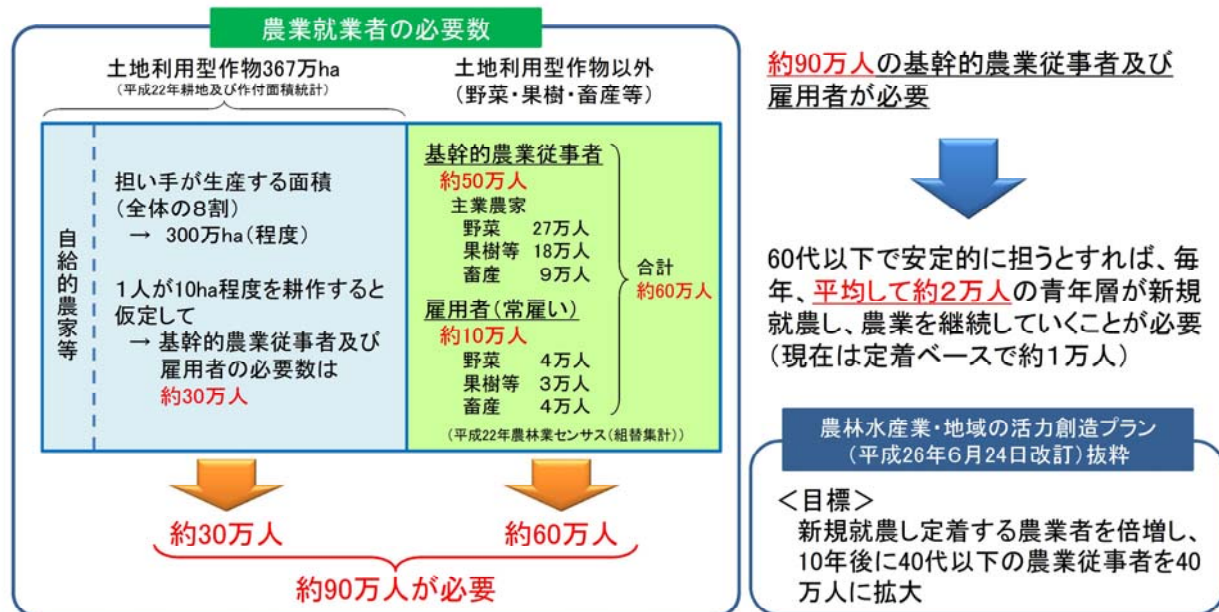
（２）新たな農業者の確保

ア 新規就農者と雇用促進

（新規就農者の確保目標）

持続的で力強い農業構造を実現するためには、基幹的農業従事者と雇用者を合わせた農業就業者は約90万人必要と見込まれており、これを60代以下の年齢層で安定的に担うには、毎年2万人程度の青年層の新規就農者が定着していくことが必要です。しかし現状では、新規就農者のうち3割程度は、生計の目途が立たない等の理由からその後離農しており、定着するのは毎年1万人程度と推測されています。このため、「新規就農・経営継承総合支援事業」など各種施策により青年層の新規就農を促進しています（図3－2）。

図3-2 青年就農者の確保の考え方



資料：農林水産省「食料・農業・農村政策審議会企画部会（平成27年1月28日）提出資料」

（新規就農者確保・定着に向けた支援等）

各県や市町村等では、新規就農者の確保に向けて、研修制度等の就農支援策の充実を図っており、研修制度の活用は就農する際の有効な方法の一つです。大分県豊後大野市農林業振興公社や鹿児島県志布志市農業公社では、JAの生産部会や営農指導員等の指導による、施設ピーマンの栽培・管理の実践的な研修や農業経営研修を行っています。研修後には、農業公社及び関係機関等で農地のあっせんを行うなど、新規就農に結びつける取組を行っており、就農後のフォローアップ体制も整えています。

また、新規就農に向けては、技術習得や経営について学ぶことができ、人的なネットワークが形成できる、農業法人への雇用就農も有効な手段です。第2章で紹介したような企業的な組織形態の法人も出てきており、農業法人等が新規就農者等を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して、「農の雇用事業」で支援を行っています。

新規就農する際には、農地の確保や技術の習得等の課題のほか、家族を含めた生活に関する課題等も考えられ、生活の場として地域に溶け込むことも重要な課題です。それらの相談先として、新規就農相談センターが各県に設置されており、就農希望者からの個別相談の対応や就農相談会の開催等の情報発信を行っています。

新規就農の確保・定着を図っていくためには、所得の確保は就農時の大きな課題です。新規就農者が安心して農業を始めることができるよう、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得確保を支援する「青年就農給付金事業」を、24年度より実施しています。

具体的には、農業大学校や先進農家等で、就農に向けて必要な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修に専念する就農希望者に対し、年間150万円を最長2年間給付する準備型と、人・農地プランに位置付けられ、独立・自営就農する者に対して、年間最大150万円を最長5年間給付する経営開始型により新規就農者の確保・定着に向け、支援しています。

九州管内の25年度青年就農給付金の給付実績をみると、準備型では402人、経営開始型では2,122人、合計2,524人となっています。経営開始型を営農類型別にみると、施設野菜が最も多く（29%）、次いで露地野菜（21%）、複合経営（12%）の順となっています（表3-1、表3-2）。

表3-1 九州における青年就農給付金給付実績（準備型）
準備型 平成25年度給付実績 402人 （単位：人）

年齢別	男女別	出身別	研修機関別
10代 59(14.7%)	男性 353(87.8%)	非農家 227(56.5%)	農大等 200(49.8%)
20代 172(42.8%)			先進農家 115(28.6%)
30代 131(32.6%)	女性 49(12.2%)	農家 175(43.5%)	その他 87(21.6%)
40代 40(9.9%)			

資料：農林水産省

「平成25年度青年就農給付金給付実績（九州）」

表3-2 九州における青年就農給付金給付実績（経営開始型）
経営開始型 平成25年度給付実績 2,122人 （単位：人）

年齢別	男女別	個人夫婦別	出身別
10代 4(0.2%)	男性 1,825(86.0%)	個人 1,722(81.1%)	非農家 806(38.0%)
20代 693(32.6%)			
30代 961(45.3%)	女性 297(14.0%)	夫婦 400(18.9%)	農家 1,316(62.0%)
40代 464(21.9%)			
営農類型別			
水稻・麦類等 102(4.8%)	(露地・施設)花き・花木 84(4.0%)		
露地野菜 447(21.1%)	畜産 197(9.3%)		
施設野菜 618(29.1%)	複合経営 251(11.8%)		
(露地・施設)果樹 234(11.0%)	その他 189(8.9%)		

資料：農林水産省

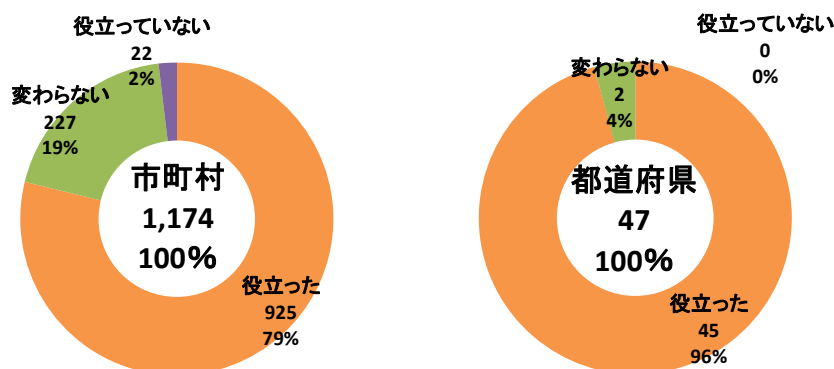
「平成25年度青年就農給付金給付実績（九州）」

なお、青年就農給付金について、全国の都道府県及び市町村を対象に実施した「青年就農給付金に関するアンケート調査」の結果によれば、青年就農者の確保に青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業が役立っているかとの質問に対し、市町村で約8割、都道府県では9割超が「役立っている」との回答でした。また、青年就農給付金について次年度以降も継続すべきかとの質問に対しては、「現行制度のまま、継続すべき」及び「一部改善し、継続すべき」を合わせると、市町村で約9割、都道府県では9割超の回答がありました（図

3-3、図3-4)。
その一方で、主な改善点として、所得制限や経営継承に関する給付要件の緩和や仕組みの簡素化等が挙げられました。

図3-3 経営開始型に関する問い

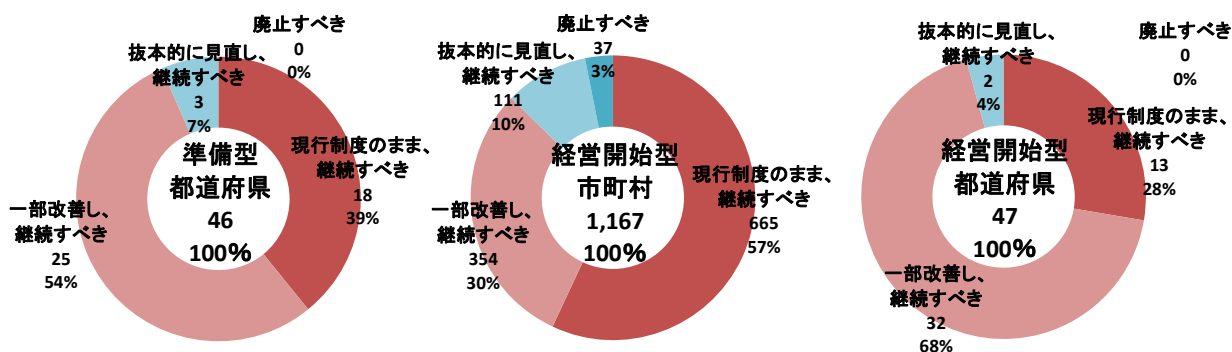
Q. 新規就農者の確保に対して、青年就農給付金（経営開始型）や農の雇用事業は役立っていますか。



資料：農林水産省
「平成25年度青年就農給付金に関するアンケート」

図3-4 準備型及び経営開始型に関する問い

Q. 青年就農給付金について、次年度以降も継続すべきと考えますか。



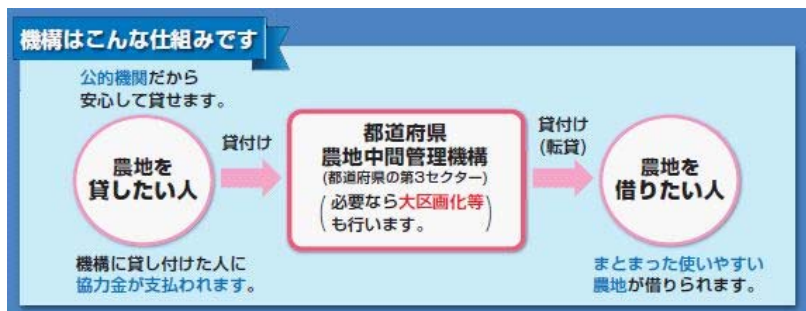
資料：農林水産省「平成25年度青年就農給付金に関するアンケート」

イ 企業参入等

(農地中間管理機構の活用)

農業に参入した企業では、農業生産の基礎的資源である農地の確保が課題であり、これを解決するための一手法として、農地中間管理機構の活用が考えられます。農地中間管理機構では、農地を借り受け、担い手に貸し付け、農地利用を最適化する取組が進められています。

農地中間管理機構を通じて農地の借入れを行うことにより、企業は、これまで自ら行ってきた農地の出し手との個別交渉が不要となること、可能な限りまとまった農地の借り受けが出来ること等から、この取組を強力に推進しています。



農林水産省パンフレット「人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構を活用しましょう!」より

（農業技術の習得）

農業参入時に「農地の確保」と並び多くの企業が課題として掲げているものに「農業技術の習得」があります。農業経験の乏しい企業にとって「農業技術の習得」は一朝一夕には成し遂げられないため、いかに技術習得やアドバイスを享受出来るかが重要となります。このためには、地域へ溶け込み、地域農業者から指導を仰いだり、専門家を招聘し農業技術を習得することが重要です。

コラム【「農業参入フェア2014 in 福岡」の開催】

平成26年12月9日（火）に福岡市で、農地中間管理機構を活用した企業の農業参入を促進するため、先進事例の発表や参入したい企業と企業を誘致したい地域の具体的なマッチングを行う「農業参入フェア2014 in 福岡」が開催され、農業への参入を希望する企業や自治体等行政関係者など約200人が参加しました。

「農業参入フェア」は、今年度からスタートした新たな取組であり、初年度は福岡会場のほか、東京、名古屋及び仙台の各会場、全国計4か所で開催されました。

第一部のセミナーでは、九州で農業に参入したJR九州、株式会社ローソン及びタマアグリ株式会社（住宅販売メーカー タマホームの子会社）から農業参入の経緯や現在の取組についての講演が行われました。

第二部の相談ブースでは、九州各県及び近隣各県のほか、公庫や研修機関、参入企業から様々なブースが出展され、農業に参入を希望する企業等の相談に応じていました。

参加者からはおおむね好評の声をいただいたところであり、本取組を継続することで企業の農業参入の促進につながるものと考えています。



セミナーの様子（ローソンの講演）



相談ブースの様子

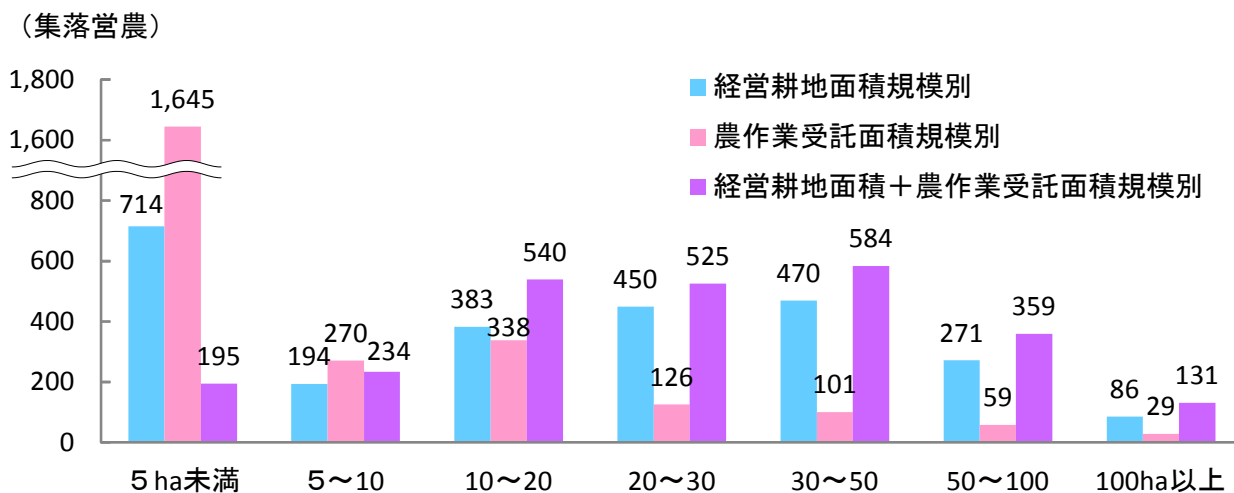
(3) 土地利用型部門の課題への対応

第1章で述べたように、野菜や畜産では一定程度担い手の確保が図られ、経営規模の拡大が図られていますが、稲作等の土地利用型では、年齢構成のバランスの悪さが顕著で、主業農家の割合が低い等、担い手の確保や経営規模の拡大に取り組んでいく必要があります。

水田作等の土地利用型では、担い手の農地利用率を上げ生産コストの削減を図るため、人・農地プラン作成の話合いを通じて、農地中間管理機構を活用し、担い手にまとまった形で分散錯圖^{ぶんさんさくほ}を避けながら農地の規模拡大・集積を進めていくことが重要です。

一方、個別農家が比較的容易に経営面積を集団化する手法として集落営農があります。福岡県、佐賀県、熊本県、大分県等の水田地域では、集落営農が営農の中心となっている例も多くみられます。集落営農実態調査によると、平成27年2月時点で、九州では、経営耕地面積と農作業受託面積を合わせて30～50haの規模の集落営農が多く、100ha以上の集落営農も131組織みられます(図3-5)。稲作等の水田経営においては、一定の経営規模の確保が円滑にできること、機械・施設の有効活用が図られること、また零細な経営規模の農家も組織化することができる集落営農も、過渡的形態ながら有効な経営手法といえます。

図3-5 九州における集積している面積規模別の集落営農数



資料：農林水産省「平成27年集落営農実態調査」

また、規模拡大とともに、九州の気象条件等の利点を活かし、経営リスクの分散、労働力や機械施設の有効活用等にメリットがある複合経営は、九州農業の有効な選択肢の一つです。農地の有効活用や生産コスト削減のため、稲作を共同経営化(集落営農・法人)した上で、施設園芸や畜産を担い手がそれぞれ経営していく経営方法が、福岡県筑後地域、佐賀県などを中心にみられます。

佐賀市の集落営農（経営面積30ha）の事例では、構成員12人のうち9人が施設園芸（いちご、トマト）の認定農業者で、施設園芸部門の経営に労働力等を集約するため、水田の土地利用型部門（米、麦、大豆）は集落営農で行い、高齢者を除き全ての構成員がオペレーターとなって作業を共同化しています。このような経営が九州に適した課題解決策の一つです。

（４）経営の継承

担い手の経営資本（機械・施設・農地等）の引継等の経営継承は地域農業の維持や持続的な農業発展等にとって不可欠な課題です。特に既に担い手に集積されている農地を次世代の担い手に確実かつ円滑に継承していくことは重要です。担い手の確保、経営の安定や発展のために、経営の法人化や集落営農化が効果的であることは既述のとおりであり、九州では、法人、任意組織を含めた集落営農全体の77%で経営を引き継ぐ予定者がいるという結果となっています（表３－３）。

表３－３ 経営を引き継ぐ予定者の有無別集落営農数割合

（単位：％）

区 分	経営を引き継ぐ 予定者がいる	経営を引き継ぐ 予定者がいない
全 国	74.4	25.6
法人	80.3	19.7
任意組織	71.8	28.2
九 州	76.7	23.3

資料：農林水産省「平成26年集落営農活動実態調査」

経営継承については、長期的な視点に立った経営継承の継続的な取組や検討を行うことが重要であり、各県等が行う法人の経営継承に関する研修や専門家による相談・指導体制の整備など、担い手の経営継承についての支援措置が講じられています。

熊本県農業法人協会では、平成13年から、農業経営者の育成を目的として、構成員の20代から30代の後継者を中心に若手農業経営者の部会である^{いしんかい}維新会を設けています。同会では、講師を招いて雇用、社会保険制度等の経営に関する勉強会や海外視察など積極的な活動が行われています。このような活動を通じて後継者が先進的な農業経営を学び、将来の課題を共有すること等で、今後の法人経営の更なる発展が大いに期待されます。

2 女性農業者の活躍に向けて

(女性活躍の推進)

女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たしており、6次産業化等の担い手としても大きく期待されています。このため、農林水産省としても女性の能力の積極的な活用に向けた環境づくりを進めています。

政府が策定した第3次男女共同参画基本計画では、農業分野の成果目標として、農業委員会及び農業協同組合における女性が登用されていない組織数をなくすこと（平成25年度目標）、また、家族経営協定[※]の締結数を7万件（平成32年度目標）とする目標を掲げ推進を図っているところです（表3-4）。

26年8月の調査結果では、九州の農業委員への女性の登用率は8.5%と、全国の7.2%を上回る登用率となっており（図3-6）、女性が登用されていない農業委員会数は、九州管内234委員会のうち39委員会となっています。

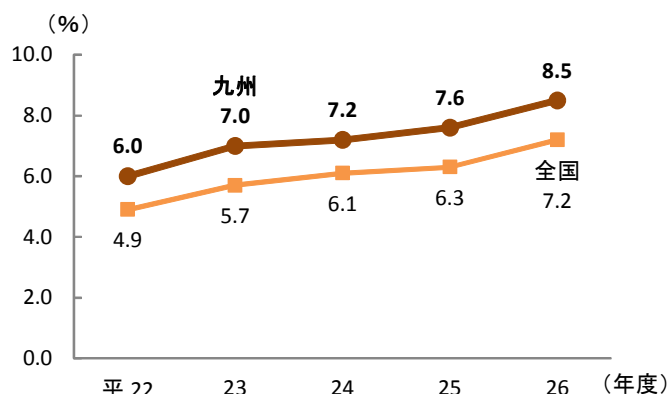
また、26年7月末現在において農業協同組合における女性役員の登用率は7.6%と、全国の6.9%を上回る登用率となっており（図3-7）、女性役員が登用されて

表3-4 男女共同参画基本計画における成果目標と現状

項 目	成果目標(期限)	現 状
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注)農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)	農業委員会〔H26.8.1現在〕 39／234 (16.7%:九州) 529／1,708 (31.0%:全国) 農業協同組合〔H26.7.31現在〕 5／79 (6.3%:九州) 159／699 (22.7%:全国)

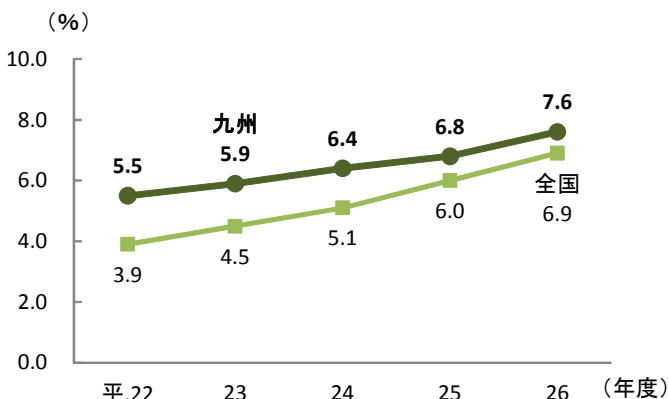
資料：農業委員会については農林水産省就農・女性課調べ速報値
農業協同組合についてはJA全中調べ

図3-6 農業委員会に占める女性委員の割合



資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」～25年度
農林水産省就農・女性課調べ 26年度速報値

図3-7 農業協同組合の役員に占める女性の割合



資料：JA全中調べ

※ 家族農業経営において、経営内における世帯員の役割分担、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等についての協定を締結することを通じて、農業経営に参画する各世帯員の農業経営に対する意欲の増進と能力の向上、さらには女性の地位向上の確立にもつながるもの。

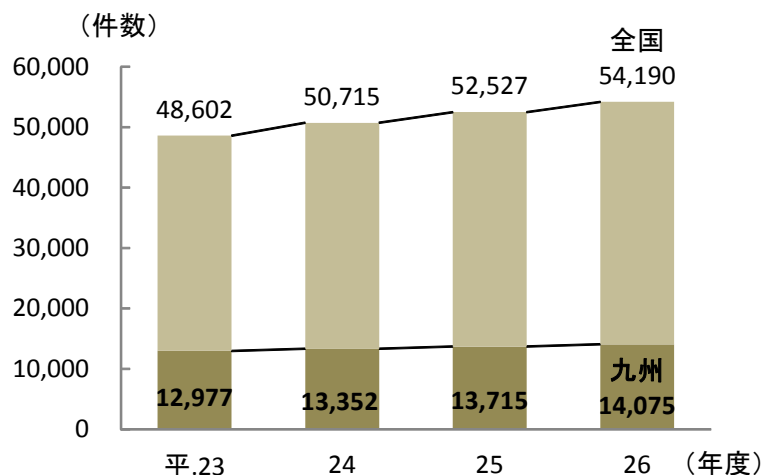
いない農業協同組合数は、九州管内79組合のうち5組合となっています。九州における登用率が全国を上回っているのは、家族経営協定の取組や認定農業者の夫婦協同申請の取組等が早くから行われていることが要因の一つではないかと思われますが、今後さらに女性登用に向けて、議会や市町村長、JA女性部等への働きかけを継続していきます。

（家族経営協定の締結）

家族経営協定は、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。また、家族経営協定の締結は、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が可能となるなど、各種制度上のメリットや要件が得られます。

協定締結を通じて、農業経営に対し、経営主だけでなく配偶者や後継者など家族みんなが主体的に経営に参画することにより、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することは、家族農業の発展のためだけでなく、女性の活躍に向けた環境整備にも有効な手段として推進しています。平成26年3月31日現在の締結数をみると、全国で5万4,190件となっており、うち九州では1万4,075件で全国の約4分の1を占めています（図3－8）。

図3－8 家族経営協定の締結数の推移

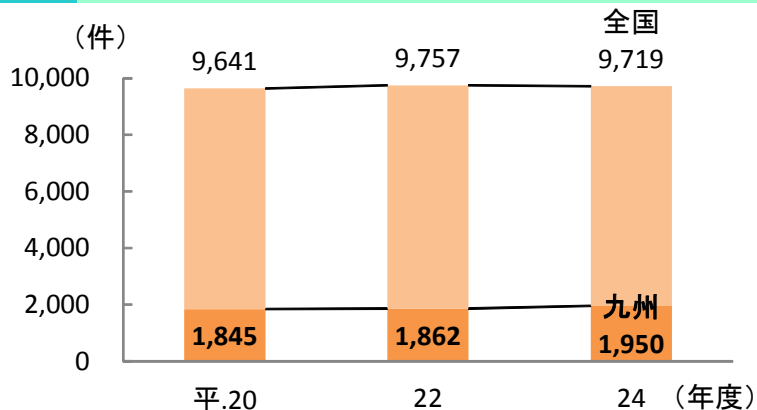


資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

（女性経営者の発展支援）

地域農産物を活用した特産加工品づくりや農産物直売所での販売、農家民宿の経営など農村女性の起業件数は増加傾向で推移しており、平成24年度には1,950件となっています（図3－9）。活動

図3－9 女性の起業活動数の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

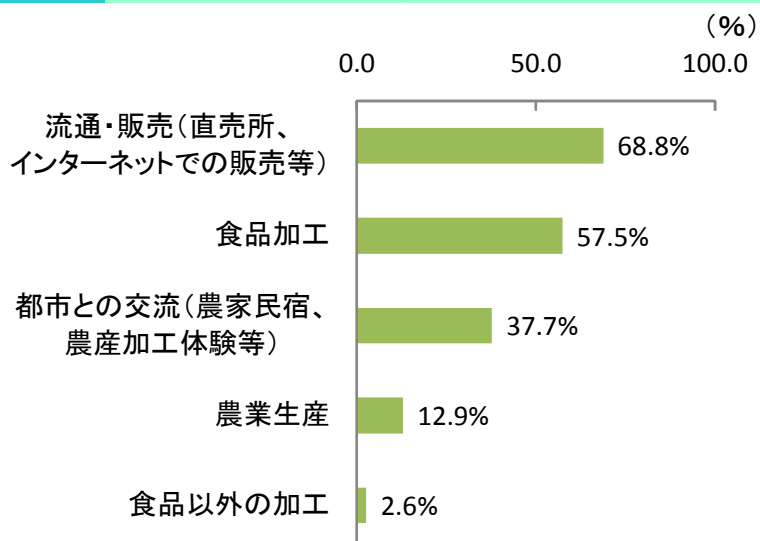
内容をみると、農産物直売所等での流通・販売が69%、食品加工が58%と多くなっています(図3-10)。こうした起業活動は、農業・農村の6次産業化の取組へとつながることや地域活性化に貢献することが期待されます。今後さらに、農村女性による取組を発展させていくためには、女性経営者相互のネットワークの形成や異業種との結び付きを深めていくことが重要です。

九州農政局では、農山漁村において女性が経営や社会づくりの場に積極的に参画できる環境づくりや女性経営者相互のネットワークの形成を進めるため、例年「農山漁村男女共同参画推進セミナー」を開催しています。26年度は12月10日、熊本市において女性農業者等約230人が参加しました。

基調講演では、2人の女性経営者が、経営戦略や新商品の開発、事業の多角化等、女性ならではの視点で経営参画することの重要性と、経営発展の可能性について講演を行いました。また、事例発表では、女性農業者が新規就農の経緯や課題、6次産業化における新商品の開発・販売戦略、徹底した経営分析による規模拡大及び事業展開の実践について報告を行いました。

地域で活躍する女性経営者の具体的な取組を直接聞くことにより、今後の女性農業者の経営発展や活躍促進につながることが期待されます。

図3-10 女性の起業活動内容(複数回答 九州)



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」



農山漁村男女共同参画推進セミナーの様子